
○議長（木下一己君） ただ今から、平成29年第3回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番 大西 功 議員及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月15日までの3日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を行う前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

9月中旬を迎え、日を重ねるごとに朝夕肌寒い季節になってまいりましたがけれども、この時期、本町の基幹産業の一つである農業においては、秋の収穫期を迎えているところでございまして、平準以上の生産収穫が期待されるところでございます。

このような折、議員の皆様には時節柄御多用のところ、第3回となります議会定例会に御出席を賜り、心より感謝を申し上げます次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件4件、単行案件4件、予算案件5件、認定案件2件、同意案件1件、報告1件の計17件であり、そのほか2件について行政報告をさせていただくところでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶に代えさせてい

たきます。

それでは行政報告2件について、報告をさせていただきます。

「災害時における地図製品等の供給に関する協定」の締結について、御報告いたします。

日本各地において、地震や局地的な大雨などにより、多くの災害が発生しております。

このような中、地域の減災・防災を目的として、株式会社 ゼンリンと8月30日に「災害時における地図製品等の供給に関する協定」を締結したところであります。

災害の発生時には、住民の安否や被害状況の把握など、その位置確認や現地調査のため多くの地図が必要となりますが、本協定により、災害発生時に直ちに住宅地図や広域図、さらに住宅地図ネット配信サービスが無償で提供を受ける運びとなりました。

今後、災害時はもとより、平時においても地図情報の有効活用を検討し、町民の皆様の安全と安心の確保に向け、取り組んでまいりたいと存じます。

以上、議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

2件目でございます。本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付してございますが、これまでに7回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数42件のうち、38件を発注し、発注率は約91%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が19件で2億3,483万円、建築工事が11件で3億740万円、その他工事が8件で9,455万円、合計38件で6億3,678万円となっております。

以上申し上げます。平成29年度主要建設工事の発注状況の報告といたします。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 一般質問を行います。

御手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） それでは、一般質問をさせていただきます。

次期総合計画等に取り入れる持続可能な開発目標の基本的な考え方について、お尋ねさせていただきます。

本町がこれまで築いてきた基盤のもとで、今後、世界共通の物差しであります持続可能な開発目標を取り入れるに当たり、基本的な考え方でございます。

一つ目、持続可能な地域とは、どのようなイメージでしょうか。また、持続可能な尺度…規準をどう考えられておりますでしょうか。

それから二つ目、環境未来都市の内部評価、外部評価はどうか。その延長線上にあるのか。

三つ目、交流人口の現状と今後の見通しはどうか。

四つ目、持続可能な開発目標の未来都市構想策定と実現に当たり、法令遵守、手続き、利害関係の合意形成はどのように考えておられるか。

五つ目として、仮称ではございますけども…林業大学校と高齢者生活支援施設の…さきに質問しております検討状況と持続可能な開発目標の位置付けをお尋ねさせていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 次期総合計画等に取り入れる持続可能な開発目標の基本的な考え方について、お答えする前に総体的な考えを申し上げさせていただきたいと思います。

下川町は、持続可能な地域社会の実現を目指すことを「下川町自治基本条例」に位置付けし、この実現に向けて、総合計画などに基づき、また、国から環境モデル都市、環境未来都市の選定を受け、積極的な取組を展開してまいりました。

この結果、近年では人口減少が緩和されるなど、厳しいながらも好ましい傾向が見受けられる一方で、今後の人口予測では、決して楽観視できない未来予測がされているところでございます。

また、社会情勢として、国内では、政府による地方創生が進められ、国際動向では、国連において「持続可能な開発目標」いわゆる「SDGs」が採択されるなど、新たな社会潮流が生まれており、現在、政府では、環境未来都市の後継となる…仮称でございますが「地方創生SDGs未来都市」の創設について、議論が進められているところであります。

こうした状況の中、次期総合計画と次期環境未来都市計画を平成 29 年度から平成 30 年度で策定をする予定であります。策定に当たっては、これまで下川町が築いてきた基盤をもとに、社会潮流であるSDGsを取り入れるなどして、持続可能な地域社会の実現に向け、レベルアップしていくための計画を策定してまいりたいと考えております。

また、SDGsは、「経済、社会、環境の3つの領域の統合的向上」がコンセプトにあり、環境未来都市のコンセプトと同じくするもので、親和性が高く、地域活性化のツールとして活用できるものと考えております。

これを踏まえ、御質問にお答えいたします。

御質問の「持続可能な地域とはどのようなイメージか。また、持続可能な尺度…規準をどう考えているか。」についてでございますが、現時点のイメージは、現総合計画基本構想に位置付けている「本町の持つ風土や文化、豊かな自然環境や資源を活かし、町民だれもが心豊かに健康に働き、学び、安心して暮らすことのできる持続可能な地域社会」が基本と考えております。

また、尺度…規準については、総合的には人口や人口構造、産業では生産額や就業者数、生活では住民の満足度や幸福度など、指標とその解説で持続可能な地域社会を表現していく方法が考えられますが、イメージも含め、今後の計画策定の過程で議論してまいりたいと思います。

御質問の「環境未来都市の内部評価・外部評価と、その延長線上にあるのか。」でございますが、内部評価は、8月28日に環境未来都市推進町民会議、9月4日に環境未来都市しもかわ推進会議、9月11日に環境未来都市しもかわ評議委員会を開催し、平成24年度から平成28年度を期間とする環境未来都市計画5か年の全体評価を行っております。

外部評価は、8月25日に内閣府で開催された有識者による評価を受けており、評価結果は現時点では出ておりませんが、例年の評価結果からは、当町への期待度の高さが伺うことができるところであります。

また、延長線上にあるのかについてでございますが、政策の継続性から延長線上にあり、冒頭申し上げたとおり、これまで築いてきた基盤にSDGsなどを取り入れ、レベルアップをしていく考えでございます。

御質問の「視察来町者など交流人口の現状と今後の見通し」についてでございますが、視察来町者の現状を申し上げますと、平成25年度から平成28年度までの間で、年平均1,101人、最大の年が平成27年度の1,324人、平成28年度は794人となっております。

今後の視察者数を予見することは難しいところですが、環境未来都市などの先進的な取組を進め、成果を出していくことが、視察者の増加に繋がるものと考えております。

御質問の「SDGs未来都市構想策定と実行に当たっての法令遵守、手続き等、多様な利害関係者との合意形成」についてでございますが、自治基本条例、環境未来都市推進条例などの規定に基づき進めるとともに、必要な手続き等を定めてまいりたいと思っております。

御質問の「(仮称)林業大学校と高齢者生活支援施設の検討状況とSDGs構想での位置付け」につきましてですが、林業大学校の検討状況につきましては、現在、北海道水産林務部において、林業大学校先進地の聞き取り調査や道内事業体のニーズ調査を行っているところと聞いております。

本町といたしましては、北海道の今後の動向を含め、幅広く情報収集と調査を行うことにより、林業大学校誘致に向けて、北海道に対して下川町の優位性をいかして優れた提案をできるよう、検討を進めてまいります。

次に、高齢者生活支援施設の検討状況につきましては、既に本町には高齢者を支える施設・サービスが一定程度充足していると認識しており、これを充実させる必要性について、今後の高齢者人口の推移や介護保険料への影響なども勘案しながら、調査検討を進めているところであります。

また、同時に既存の施設・サービスを更に効率的に運営し、特に支援を必要とする方々に速やかに支援が行き届くよう努めつつ、介護予防による在宅生活支援にも引き続き力を入れているところであります。

今後も社会情勢の変化に対応しながら、長期的な視野に立って新たな施設の必要性を検討してまいります。

なお、これらのSDGs構想への位置付けにつきましては、今後の計画策定の過程で考慮してまいり所存でございます。

以上申し上げます、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは、再質問させていただきます。

これから、持続可能な開発という言葉「SDGs」という表現に統一をさせていただきます。

持続可能なということではなかなか理解ができないんですが、持続可能なという定義は、まず最初に、将来世代の欲求を満たしつつ、現在…私たちでございますけども…世代の欲求も満足させるものであるという定義がされております。未来の世代が、私たちの先輩こんなものまで…例えばでございますけども…こんな無駄なものまで残していただいた。私たちがやる場合、これは非常に負になるものであると。私たちの世代が良くても、時代にそういう評価をされる場合、これは持続可能な地域社会とは言えないというふうに思います。

SDGsが生まれた背景は、これは地球規模の話で大きな話なんだと思うんですけども、私たち文明の発展を目指していくためには、現代のやり方では非常に課題があるということで、国連で多くの…100以上の国が共有をしたということだと思います。

そうした中で、SDGsを推進するためには、従来のやり方、選択肢では…これは大きな言い方ですけど…無理があると。新しい考え方…新しければいいというものではないんですけども、より全体的なアプローチが必要であると。これが一つ。

それから、世界の物差しを使うということや町が進めるということなので…その2点をベースとしながら、SDGsを推進するためには、リーダーシップが一方で非常に大切だと。これからの議論なんですけども、基本的に地方自治…そこに住む方の参加、合意、それがもちろん大前提の話でございます。

そんな中であって、ビジョンの策定に当たっては、リーダーシップ…例えば下川であれば町長の考え方を示し、町民が刺激を受けて、モチベーションを高めていくと、動機付けをしていく、こういうことが一方で求められております。まだこれからいろんなことを取り進めていくということでございますけども、町長の…町民の方にメッセージとして何かございましたらお聞きしたいと思います。例えばでございますけども、今後、教育費を無償化する。または福祉に力を入れる…お考えがあるかと思っておりますけども、もしございましたらお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 少し漠然とした回答になるかもしれませんが、私自身は平成27年5月から就任させていただきまして、大きな目標としては、「幸せ日本一のまち」をつくっていくんだという…こういう理念の下にですね、実は今回のSDGsと関わりのある社会の循環という大きな枠組みで公約を打ち出したところであります。これは何回も説明させていただいておりますけども、社会の循環という大きなフレームの中に、経済、そして資源、情報、暮らし、最後に人材と、この五つのキーワードをしっかりと織り込んでいくということが必要だと考えております。その中にそれぞれの施策を…今までも取り組んでまいりましたし、これからも取り組んでまいりたいという、こういう大

きな枠組みについては、これからもおそらく変わることがないであろうと考えているところでもあります。

そこで、私の任期も残り1年半となりました。それとともに、第5期の総合計画も残り1年半で幕を閉じようとしておりますが、次の第6期に向けて新しいビジョンを打ち出していかなければならないということで、その一つのツールとしてこのSDGsを取り込んでいながら、北海道、日本、そして世界、こういうところで共通したものを作り上げ、下川町の住民の皆さんが幸せな家庭生活、あるいはまた活気のある産業振興という…こういうところを作り上げていくことができるのではないかと考えております。

そういう意味では、先日、第6期の総合計画に着手いたしまして、策定委員の皆様にご協力いただきながら、これからきめ細かな施策を打ち出していただきますけれども、その方針として、方向性はしっかり私の方でお示しさせていただきながら、その中での議論や協議を進めていただければと思っている次第でございます。

少し漠然とした回答ですけれども、以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） これからは提案ということにもなっていくんですけども、一つ、下川町においては森林が基盤でございました。そんな中で、FSC…森林国際認証に基づいて森林整備を進めているところでございます。そんな中で、近年、熊が出没している頻度が多いのではないかなというふうに思います。そんな中で、経済林として持続可能な森林経営を進めている、これは内外ともに高く評価をされている今日の基盤だと思っております。

そんな中で、天然林…広葉樹、景観、それから生態系、こういうものをより一層配慮して、森林整備の持続性を担保していくと。例えばでございますが、より質を高めるといってございますが、急峻な沢地、それからこれは皆さん因果関係が明確ではないと思うんですが、山にぶどうの蔓がなくなった、コクワの実がなくなった、生物の餌がなくなった、こういう要因もあるのかと思います。それで是非ですね、こういう経済林…人工林の持続可能プラス質を高め、全体的な町有林の新たな考え方をいれて整備をしていっていただきたいなと思います。

そんな中で、町有林…昭和28年、1,200haを購入したんですが、当時200haだったと思います。50年～60年が過ぎて現在4,500ha、当時から考えるととんでもない…そんなことがあるのかというふうな町有林の面積だと思っております。今後、町有林の拡大について…これは議論が分かれるところだと思っておりますけれども…いかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 当然この町有林を一定程度所有していかなければ、本町の林業の理念であります循環型森林経営というのはできないわけでありまして、そういう意味では現在の4,700ha…このところに満足しているわけではなくてですね、次の展開につ

いてもしっかりと勘案していかなければならないのではないかと思っております。ただ、適当となる…森林の面積とか、あるいは財源とか、様々なことを検討しながら進めていかなければならないと考えてございます。

いずれにいたしましても、前町長時代、前々町長時代から、この理念というのはしっかりと下川町に息づいているものでございますので、目標とする5,000haについてはしっかりと近い将来に達成できる、そういう方向性を示していきたいなと考えてございます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 先ほどの重複になるんですが、生態系…人間からすると害獣ということになるんでしょうけども、動物の生息の確保というものを…そんな森林整備を進めていただきたいと思います。

町有林の拡大についても、自らの意思で解決できるということでもないところもありますので、このへんについても今後議論が必要かと思えます。

2点目でございますけども、尺度の問題…先ほど御説明があった個々の測定の仕方というのはあると思えます。それで一番大切な…尺度となって、実現をしていくための基本的な考え方でございます。基本的に質を高めていくということになると思えますけども、下川町…今までいわゆる外来型開発から、対比するならば内発的な発展の考え方を基にして進めてきたんだと思えます。基本的には、考え方があって進めてきたのではなくて、先人たちが本当に地域の将来を思って…そうした愚直な取組が今日結果として内発的な発展であったということかと思えますけれども、明確にですね…そういう今まで取り組んできた地域発展…SDGsの発展にとっても有益である内発的な発展というものを基軸に置くということをお共有する必要があるのではないかなというふうに考えます。

確認といいますか共有項目ですが、人間の成長を究極の目標とすると、それから地域の環境を保全しつつ、資源を合理的に利用して、その文化に根ざした経済発展をしながら地方自治体の手で住民福祉を向上させていく。これを内発的な発展という整理をされております。

その原則として三つ掲げられておまして、目的の総合性…単一的ではなくて全体的な目的をお共有しながら達成していくということだと思えます。

それから、地域内の産業連関…地域で富を循環するということだと思えます。

それから、住民の参加と自治。

産業振興にあっては、まず今の企業を育て、大きくする。地元にはない産業分野を地元の手で創りだす。

三つ目として、域外から企業誘致をすると。企業誘致については、利潤は地域外に流出し、決して経済力を強められないと。企業の経営方針の決定権は域外にあると。地域住民の意思で地域の産業振興を推進するには限界があるというようなことが内発的な発展の整理をされているところでございます。

私の提案も兼ねるのでちょっと長くなることをお許しいただきたいと思えますけども、そんな中で、外部資本…下川町にはないものを…閉鎖的な地域経済を作るということでは

ないわけですから、ないものを外から入れると、ヒト・モノ・カネということだと思わ
んですが、特にモノとカネの場合、先ほどありました内発的発展の考え方でいうと十分
考慮しながらしていかなければいけないというふうに思います。

それで、先人といいますか…これまでから学ぶと、モノを地域内に呼び込む場合、先
方の意思の最高決定者…経営でいうと最高責任者、それからそういう組織の中の一部と
して存在している…そういう組織の一部というものを地域内に呼び込んできていると思
います。

それから、これは一番大切なかもしれませんが、呼び込んでくる組織の経営者…ト
ップ、さらに地域におけるトップ、その信頼関係がベースとなっていると。これは今ま
での外から呼び込んだときの基本的な考えとして生きているんだと思います。

このへんについて、これまでの下川の歴史を踏まえて、共有いただけるのではないかな
と思います。答弁がございましたらよろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 概念が非常に難しく、答弁がマッチするかどうか分かりませ
んけれども…仏教用語に啐啄同時そったくどうじという言葉があります。これは鳥の卵の殻…これが一
つの地域だと考えたときに、その卵の殻の中に雛鳥がいると…これが地域の住民である
ということです。そして外側に親鳥がいると。地域の様々な革新を…イノベーションを
作っていくときに、この卵の殻を割って雛鳥を出すということでもあります。ふ化させる
ということですが、その時に地域…卵の殻を実は親鳥と雛鳥と一緒に突いていかなけれ
ばならない。それによって卵の殻が割れてくるというのがあります。そして地域住民は
外側のヒト・モノ・カネ・情報通信…様々なものを取り入れることができるというわけ
です。

正しく今、下川町がおかれている過疎地域…北海道には 149 ございます。この中の
10,000 人未満の人口であり、さらに 5,000 人未満の人口です。北海道は特に人口減少が
著しく、小規模な町が非常に多くなっています。その過疎地域だけでも全国の 83% に及
ぶという大変なものでありますけれども、そういう中で、内発的発展をするという…こ
れは理想を求めていく上では必要なことだと思っているわけでもあります。しかし、やは
り地域内だけでは限界がありますので、先ほども答弁させていただきましたけれども、技
術ですとか財源ですとか、あるいはノウハウですとか、いろんなものを取り入れながら、
地域の産業として育まれている事業者の人たちの更なる活性化を図っていくというの
が必要ではないかなと考えている次第であります。

そういう意味で、下川町は平成 24 年から連携協定を、様々な事業所、あるいは団体、
さらに自治体と組んでまいりまして、今ほど行政報告させていただきましたけれども、
株式会社 ゼンリンとも協定を締結したわけでもありますけれども、これで 17 の団体、自
治体、企業と連携協定を結ばせていただきました。そのほか連携協定を結んでいない…
いわゆるパートナーシップを結んでいるところもございますけれども、これによって下
川町に様々なヒト・技術・ノウハウ…こういうキーワードをしっかりと取り入れて、地域

内が発展していく可能性があるのではないかと考えています。正しく卵の殻の中にいる地域住民を、更に豊かでそして潤いのある生活を作っていく上では、地域内の努力はもとより、外側の様々な資源を活用させていただくということがこれからも求められてくる…そのへんのバランスをしっかりと私ども共有しながら、今後も政策展開をしてまいりたいなと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 非常に分かりやすいお話だったと思います。私はそのとおりでと思います。卵の中の子と、それから親との…これ生態系でするので…それぞれの存在を認め合い、信頼がされ、そして協働作業が行われるということだと思っています。そういうところが根本になるんだと思います。

それから、今お話を聞いて、今後どう連携協定を地域の中に…先ほどありました信頼関係を築いて、その中で外からヒト・モノを地域に流入していくかということだと思っています。

あくまで連携協定の目的は、先ほど町長が言われましたとおり、地域の活性化を図っていくということだと思っています。協定を図ることが目的ではないと、そうするならば、それをどう進化・発展させるのかということだと思っています。そういう面ではどんどん協定を拡げるというのがありますけども、今までに締結した協定を見直して、更に質を高めると…これも一つの方策ではないかというふうに思います。いずれにしても、先ほどの卵の関係ではございませんけども、お互いが対等、平等…そういう協定締結、協定確認をして、やるということが基本的なことだと思っています。

これらを含めて、問題は資金だと思います。私は補助金は…これはもちろん否定するわけじゃございません。資本主義社会において、生産が資本を生み、資本が蓄積され、それが中央に集まり、その資本の再配分が補助金となって地域に活用されるということでもあります。ですから資本の再配分という考え方でいうと、これは本当に積極的に資金を活用するということは極めて重要だと思います。

そんな中で、連携協定をたくさん結ばれております。特に日経さんであれば130から150の企業が加入されているわけがございます。

これは提案なんですけど、SDGsの基本的なところでもあるわけですけども、外部資本を流入していく中に、グリーンボンドという考え方がございます。企業や自治体も発行できるんですけども、再生エネルギー事業のグリーンプロジェクトに資金を調達すると。これいろんな…これからの話なんで、償還も…例えば5年償還、10年償還、永久償還とか…永久償還というのは返さなくていいということになるんですけども、これからいろんな制度設計も…自治体の場合はされていくと思います。

例えば下川町が環境のプロジェクトに取り組んで、そのランニングコスト…これらについて再生プロジェクトのグリーンボンドの資金を入れて、それを企業の社会的責任…CSR活動で還元すると。地域ではそのランニングコストの部分を、他の子育て、高齢者対策に活用できるということでございます。

それからESG投資…これも環境に非財政面での投資があると思いますけども、そん

な中で、前から質問しております企業版ふるさと納税…先ほど言いました企業と連携を
してございます。そのへんに企業版ふるさと納税についてアプローチをされたのかどう
か、または考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） まず最初に、一番最後の企業版ふるさと納税のアプローチです
けど、これについては機会あるごとに事業者の皆さんに紹介をさせていただき、その希
望等もお寄せいただいているところでございます。しかし、なかなか形になっていない
というのが実態でございます。

また、グリーンボンドや様々な企業の活動のお話がありましたけれども、今回のSDG
sというのを第6期の総計の中に取り込んでいきたいと考えてございますけども、
今、北海道庁の動き、あるいはまた国の動きの中にも、このSDG sの動きというの
が非常に活発になってきてございまして、他の府県でもこのSDG sの取り込みという
のが非常に盛んになろうとしているところでございます。特に私が考えているのは、やは
り住民の方や民業の方々…ここに関心を高く持っていただくということと、その方々に
何を寄与することができるのかという、そこがこれからのSDG sの役割になってくる
んじゃないか。特に民業の方々については、参画していくという…そういうような活動
が必要になってくるんじゃないかと思っております。全国的には大きな企業が…SDG
sに取り組んでいるところがかなり出てきてございますので、そういう意味では、先ほ
ど仰いました日経BPなどの事業者の皆様にも、これについての連携というのを図って
いくことができるんじゃないか。今週15、16日には、日経BPのツアーが下川町に来町
いただいて実施する予定になっておりまして、このテーマそのものがSDG sというキ
ーワードを使ってのテーマになってございます。そういう意味では、きっかけづくりを
しっかりしながら、今後施策に反映できるように進めてまいりたいと考えてございます。
以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 突拍子のないことを言って、なかなか理解していただくのは難
しいのかと思うんですが、前段、繰り返しになりますけども、世界の物差しを入れてい
くというそういう考え方、従前の考え方ではなくて新しい考え方を入れていくという、
そういうSDG sを下川町に取り入れてやっていくということをベースとしながらの質
問でございますので、そのへんは御理解をいただきたいと思えます。是非、協定に留ま
らず、質を高めていただきたいなというふうに思えます。

それから、エネルギーの問題でございます。これも直線的な思考ではなくて、将来世
代の…SDG sの考え方でございますが、これも国際的なイニシアチブでございますけ
ども、再生エネルギーであれば何でもいいということではなくて、エネルギーの収支比
率…エネルギーを投資して幾ら回収できるのかと。これは将来世代に対しても極めて重
要だと思えます。石油の場合は1に対してどうかということなんですけども、昔は石油

は1に対して100だったそうです…掘れば自噴すると。現在では、これは評価・算定方法の分かれるところなんですけども…今は8とか6…それだけ設備投資がかかって、廃止するにもそれだけのエネルギーがかかると。原子力についても、様々な事故を踏まえてエネルギー収支の考え方があります。自然エネルギーについても、バイオマス、それから太陽光、風力…これらもそれぞれの基準の算定方法があります。是非、エネルギー収支というの視野に入れて、判断基準にして、これから将来世代へ繋げていただきたいというふうに思います。

それから、事業活動、地域活動の100%を再生エネルギーで賄うという…これも世界の物差しでございます。下川町も再生エネルギーで100%…私はその一つの取組として、最初に役場庁舎、公共施設の電力を新電力で買い取っていくと。これが一つのアプローチだと思って以前質問させていただいた経緯があります。これも同じように地域にないものは外から再生エネルギーを入れていくという、是非そういう考え方も研究していただきたいと思います。

それから、インフラ整備のことでございます。グリーンインフラ…いろんな整備をする中で、環境に配慮したインフラ整備というのが個々行われているところでございますけども、より一層それを進化させて、環境に負荷をかけず、生態系に配慮をするということでグリーンインフラ…こういう考え方に移行していただきたいというふうに思います。グリーンインフラの延長線上が、下川町で15年ほど前に構想があった森林ミュージアム構想に私は繋がるのではないかと思いますけども、それらに関して町長のお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） マクロでものを見たときに、世界の人達というのは地元というのはどこなんだろうということが一つあります。例えば私たちは地域内…下川町内を地元と言います。しかし世界の目から見たら、ある意味では天塩川流域、さらには北海道全体…ここが地元なのかもしれません。そういう意味では、下川町の資源を活用しながら再生可能エネルギーを作り上げていくというのは基本でありますけども、ただ、地元という定義でいきますと、天塩川流域のエリア、さらには北海道内のエリアという…こういうところまで世界の目で見ますと地元になってくるという可能性がある。そのへんが道産材とか、道産食品とか、道産農産物という表現になってくるのではないかと思います。

いずれにいたしましても、地域資源をしっかりと活用された中での再生可能エネルギーというのは、これから必要になってまいりますので、したたかにエネルギー政策の中で取り組んでまいりたいと思います。

さらに森林ミュージアムについては、これはクラスター研究会の中でスタートしたものでありますけども、小さな枠組みでものを考えるのではなくて、体系的にものを見て、総合的に判断していくということが大事だと思いますので、下川町が森林ミュージアム…いわゆる博物館的な…文化や生業というものが息づくような、そういう取組というのはこれからも必要だと考えてございますので、クラスター研究会が作ったものという

のは今でも生きているのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 世界から見ると地元というのは天塩川、北海道全体になる…それはそれで理解ができます。ただ、その中で地域、主体性…下川町の場合は地域という主体性は町民であり、もちろん下川町でございます。そういうところが原点、原則になるんだと思います。下川町においても一定程度の基準を設け、地域で独自の基準を作りながらやっていかなければいけないんだと思います。

それから、エネルギーの関係でもう一つ、熱のオフセット制度でございますけども、熱証書という制度が動き始めております。これは国内で動き始めているんですけども、分かりやすい言い方をすると、下川町で起こした熱を…第三者機関が認証するんですけども、ある東京の企業がそれを…グリーン熱証書を買って、それを再生エネルギーの熱として使うという、こういう動きもございます。これは実際もう進んでいる話ですけど、こういうところもエネルギーの場合、検討する必要があるんだと思います。

そんな中で、前にも申し上げましたとおり、どうしても成熟社会を迎えるといろんな面でお金が掛かっていくわけでございます。一方で財政というのはどんどんどんどん…国の財政問題もあり切り詰められているんだと思います。だからこそ先ほど申し上げた新たな発想で、新たな資金を確保しなければいけないということだと思っております。

そして下川町には…これは賛否両論あるのかもしれませんが、バイオマスの原点は、熱を使ってそこで出来る収益を子育てに充てる。今後は是非そういう取組を踏まえながら、子育て、高齢化社会に資金が…域内で富が循環すると、これが未来都市の構想であり、これを引き継ぐということでございますので、是非資金が内部循環するように。そしてこれまたさきに質問したことでございますけども、国際的な物差しを使うということであれば、いち早く教育の無償化…こういうところにもしっかりと目を向けていただきたいというふうに思います。前回お話したとおり、これは国連で共有して、日本も批准している事項でございます。国は財政問題もありますけども、地域もなんとかそこはしたたかに知恵を使って、いち早く子育て支援に充てていただきたいというふうに思います。

それから、これらを踏まえて、私は考え方を整理して、先ほど言った内発的な発展…これはこういう言葉になるのかどうか分かりません。それで条例を制定すべきではないかなというふうに思います。条例でなければ憲章だとか、宣言だとか、いろんな方法があるかと思っておりますけども、これから何箇月かかけて町民と議論していくことだと思っておりますけども、まず考え方を整理しながら…様々な町民のアイデアもあると思っております。それをどう具現化するのか、実現化するのかという…町の憲法である条例にしっかりと明記をするということを研究をしていただきたいと思っております。その点に対していかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 条例については、これから総計の委員の皆さんとも相談をしな

がら、あるいは庁舎内のプロジェクトチームもございますので、しっかりと議論をしていながら、必要とした場合には制定も考えていくことになるかもしれませんが、現状ではまだ私の方から必要かどうかというのは回答できませんので、今後いろんなことで検証していきたいと考えております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それから、これは条例と関連するのかもしれませんが、推進する体制でございます。このへんも是非検討していただきたいというふうに思います。役場の中の組織が変わるのか、外部において推進する機構が出来上がるのか、それはいろんな考え方があると思いますけども、これだけ次期計画を世界の物差しで進めるということであれば、やはり現体制では…いろんな対応ができないということではないんでしょうけども、より質を高める、成果を高めるためにも推進する体制が必要でないかと思えます。

それから、将来世代に対してのプラン作りでございますが、先進的といいますか…例えば10年後…現在40歳の町民がおられて委員になっていると、その人に…あなたは60歳ですよと、60歳として委員に参加してくださいと、そういう未来世代に残すための…未来世代からの考え方ということで計画策定を進めるというような、これが先進といえるかどうかというのはさておき、そういう取組もあるようでございます。

それからもう一つは、時代をみますと、事業を実施して、事後評価を非常にエネルギーをかけてやられております。最近の流れをみると…効果がないということではないんですが、終わったものを評価するということはもちろん大切ですけども…事前評価という仕組みがございます。計画に載せていく前に…これは総合計画だということになればそれはそうなんですが、更に質を高めて事前評価制度という…町民それから議会で事前評価をしていくと。そうすることによって、いろんな問題が解決してくるという仕組み、システムが生まれてきております。いずれにしましても、いろんな今日社会の問題を解決するために、新たな…新しいものがないというわけじゃないですが、社会の課題を解決するための仕組み、システムなどが出来上がって、模索でありますけどもやられている状況でございます。繰り返しますけども、世界の物差しを使っていくということになれば、そういう仕組み、システム、考え方、体制などを一体的に研究、検討していただければと思います。

結びになりますけども、元町長が残した言葉があつて…それを引き継いで前町長やられたことがあります。これは共有していることだと思うんですけども、私たちに残せるのは森林という基本財産であると。これを生かすも殺すも次の世代であるということをおし上げられておられました。そうするならば、もちろん今私たちが満足のいく取組をしていかなければいけないことというのは大前提でございますけども、持続可能なまちづくりを進めていくとするならば、今いる子供たち、さらには次に繋がる世代の方に私たちが残せるものは何かと。先人から引き継いだものをより一層望ましい姿で繋げていくということをして是非共有をしていただきたいとか…共有をして進めていければと思います。将来に向かって世界の物差しでまちづくりを進めていくという考え方でござ

いますので、漠然として抽象的な話になってしまいましたが、しかし世界の物差しということであれば確認をしていく必要があるかなということでも質問をさせていただいたと同時に、提案もさせていただいたところでございます。私の一方的な話に多くの時間を費やしてしまったこと、大変申し訳ないと思いますが、そういう趣旨で御理解いただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） これでは春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、2番 宮澤清士 議員。

○2番（宮澤清士君） それでは一般質問をさせていただきます。下川町除雪サービス費用の助成に関する条例についてということでもあります。

本件については、昨年第3回下川町議会定例会において、議案第1号として提案されました。本案は居宅における自力による除雪が困難で、かつ除雪サービスの利用が困難な低所得者の高齢者世帯などに対し、除雪サービスに要する費用の一部を助成し、これら世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、安全安心な在宅生活を支援することを目的として、また、議案第4号「下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例」も併せ提案されていましたが、議案第1号「下川町除雪費用の補助に関する条例」については、条例制定に関する手続きに不備があったこと及び内容の精査が必要と判断され、関係する議案第4号と併せて撤回されていた件の今後の対応について、町長の所見を伺いたいと思います。

まず一つ目として、この件について庁舎内での協議はされたのかということですが、この件については、いろいろ委員会等でも議論になり、意見も出ておりましたけども、その意見を踏まえて協議をどの程度されたのかということでもあります。

それから二つ目として、下川町除雪費用の補助に関する条例について、今後再提案はあるのかということについてお聞きします。

残りについては自席での対応とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「除雪サービス費用の助成」について、お答えしたいと思います。

豪雪地域である本町におきまして、冬期間の町民生活にとりましては、除排雪は重要であると認識しておりまして、高齢者の除雪支援、自主排雪の支援など町民の負担を軽減する各種施策を実施しているところであります。

このような中、除排雪弱者の支援を拡充するため、平成28年第3回下川町議会定例会におきまして、「下川町除雪費用の補助に関する条例」の提案及び関連条例の改正並びに関連予算を提案しましたが、条例制定に関する手続きの不備及び内容精査の必要から、撤回したところであります。

御質問の「庁舎内協議」につきましては、条例等の検討段階から、除排雪に関する課

題の整理と対策の方針を検討するため、関係課による協議を実施しており、撤回後も情報共有や除排雪の対策について、検討を続けているところであります。

具体的には、除排雪事業者の担い手の確保、堆雪場の確保、除排雪弱者の支援、排雪事業などの検討項目に分けて、必要に応じて関係課で連携しながら進めているところであります。

なお、条例の再提案につきましては、除排雪弱者の支援に対しまして、他の除排雪の課題も密接に関係することから、統合的な解決を図ることも含めまして、関係課による協議を進め、方針を検討しているところであります。

当面は、現行の「下川町介護予防生活支援事業条例」における除雪サービスを引き続き実施しながら、高齢者の除雪を支援してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） ただ今、答弁があったところでありますけれども、庁舎内で協議をしたということなんですけれども、提案されたときに、社協だとか…そういうところの意見も聞いたわけなんですけれども、今回協議した中に、そういう社協も含めて…また、言っております住民…そういう対象者も交えて協議したのかどうか、そのへんお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現在は庁舎内で…関係課で協議をいたしまして、これからそのへんの考え方を関係する団体や住民の方々からお聞きするという、そういう体制になってくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） これは昨年の9月に第3回定例会で提案されて、撤回されたわけなんですけれども、当然その件については速やかに内部協議をして、社協などとの協議も踏まえてですね、こちらは再提案されてくるものだと…もっと早い時期にされてくるのかと思っていたところなんですけれども、今の話によりますと、これからそういう話を…関係機関との話を進めて協議をしていくということなんですけれども、撤回された…昨年9月に提案されたこの条例が改めて再提案されるということはまだまだ先という判断でよろしいのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現段階ですと、庁舎内の協議の中で課題がまだきちっと解決

していないところがありまして、そういう意味では時間を少し要するのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 答弁の中に、具体的には除排雪事業者の担い手の確保というようなことがあります。それと除排雪弱者の支援、排雪事業などの検討項目に分けてということがあるんですけども、この除排雪事業者の担い手の確保ということは、どのように考えておられるかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 昨年6月だったと思うんですけども、民間事業者の方々の連絡協議会が立ち上がりまして、そして横での情報共有をしようということで様々な協議がされていることと思います。

そういう中にも、人材の確保、あるいは機械の確保ですね、既に古くなった機械の更新の費用、こういう様々な課題がございまして、一気に町が期待する…希望するような体制になっていくというのは非常にハードルの高いものがあります。そのへんをしっかりと協議をしながら今後進めていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今、町内では法人並びに個人事業者が除雪を行っているんですけども、この人達の持っている機械が老朽化して、更新にも多額の費用が掛かるという問題もあります。

また、除雪をしている人が高齢化等により、将来、除雪事業に携われなくなるという問題も考えられると思います。

そういうことで、町でリースをして…機械を入れて、除雪に当たっていく担い手を確保していくというような考えはあるのでしょうか。

それと、昨年この条例が提案されたわけですけども、除雪サービスですね…今の条例の中でやっているんですけども、その除雪サービス事業において、去年の9月以降、今日まで…冬期間だけなんですけども…行って、何か不都合な面があったのか、そのへんお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 昨年9月に条例を提案したところ、私どもの不備がありまして条例を取り下げたことについては、大変申し訳なく思っているところでございます。

この条例の見直しというか新たな条例…除雪の弱者の条例につきましては、民生委員

さんに動いていただいた中でのサービス事業を行っていたところで、その民生委員さんが業者と利用者の板挟みになっていたということもあり、いろいろ苦勞されていたところもあって、改めて新事業として、高齢者だけじゃなくて、障がい者もひとり親の方も含めた条例を提案させていただいて、それを撤回させていただいたところなんですけども、本当に申し訳ないなと思っております。

引き続き、介護予防生活支援事業の中で除雪作業サービスを行っているところでございます。昨年については180件、そして128万9,000円程度の支援を行って、民生委員さん、また事業者との間にトラブルがないように町としてもその中に入って調整をして、大きなトラブルはなかったと思っております。請求の行き違いやちょっとした勘違い、またちょっと迷惑を掛けるところは2~3件あったものの、大きなトラブルはなかったということで、スムーズに進んだかなと思っております。また、昨シーズンは大雪もなく、災害もなかったということで、そういう意味では大きなトラブルはなかったということで御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いろんな選択肢があると思います。町が機械を所有して…リースをしていく、あるいは更新する機械に対しての補助をしていくとか…このへんも今いろいろと検証しているところでありまして、事業者の方々のニーズも含めて、今後そういうことも考えていかなければならないんじゃないかなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 所管課長の話では、昨年180件ほどあったということで、大雪などもなくて大きなトラブルもなかったということなんですけれども、今世界的にみても各地で非常に大きな災害が起こっております。下川町においても、この冬どのような風雪害が起こるか分かりません。そういうことで、社協とか民生委員協議会とか…そういう対象者とも十分協議を詰めて、除雪で大きな問題が発生しないように協議をしてほしいと思います。今の話では、再提案までまだしばらくかかるのか、現行の下川町介護予防生活支援事業の条例でそのまま進めていくのか分かりませんが、どちらにしても町内の除雪事業がスムーズにいくように関係機関と十分協議を進めて、後で「町は何をやっていたんだ」ということを言われぬように十分考慮して進めてほしいと思います。

それで、前回撤回した内容について、不備があったということ認めて撤回したわけなんですけれども、その件について、町長、副町長から所管課にこういうことをやれというような指示はしたのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 撤回をした理由の中に、手続き上の問題が非常に大きかったと

ということがあります。

それからもう一つ、内容の精査について先ほど答弁させていただきましたけども、やっぱり必要性をもう一回きちっと考えていくということが求められてくると思いますので、再提案するか、現行のままでいくのかということのも、しっかりこれから検証してまいりたいなと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 生活弱者とかそういう人達の除雪等がスムーズにできるように、またそういう人達から苦情がこないように十分配慮して、これから迎える降雪期に当たって対策を十分考慮してほしいと思います。

それでは、この件は終わりました、次の質問に移りたいと思います。

下川町家族介護用品に関する要綱についてということであります。

下川町家族介護用品に関する要綱の「対象者」第2条で、現行では住民税非課税世帯となっておりますが、介護者の負担を軽減するため、対象者を住民税課税世帯も含めることができないか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「下川町家族介護用品給付事業」について、お答えしたいと思います。

現在、町では、住民税非課税世帯の家族介護に係る経済的負担の軽減を図ることを目的といたしまして事業を実施しており、要介護1から要介護5までに判定された被介護者を御家族が在宅で介護する場合に、年間7万5,000円を限度に介護用品を給付しているところであります。

平成28年度の実績といたしましては、51名の方に対しまして、紙オムツや清拭材料等の介護用品149万円分を給付いたしました。

この事業は、平成13年度から実施してございまして、当初は要介護3以上を対象としておりましたが、平成22年度から対象者を要介護1以上に拡げてきたところでございまして、今後も現状の基準にて継続してまいりたいと思います。

現時点で対象者に住民税課税世帯を含めることは想定しておりませんが、近年、介護を取り巻く状況は刻々と変化していることから、社会情勢や対象者の意見等を踏まえて、支給品目等の見直し等を行い、介護者が在宅で被介護者を継続して介護できるように検討してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今町長から答弁があったわけなんですけれども、現にこの対象になる人から、これは是非そういうことも含めて…7万5,000円なんですけれども…介

護用品の助成はできないのかという意見もあります。特に町立病院の院長が代わってから、訪問看護とかそういうことを掲げて、非常に取組が進んでいるわけなんですけども、そういうことから勘案してみれば、在宅で介護していくという状況が増えてくると思います。その対象の人達は…30人かそこらいるのかどうかわかりませんが、そういう人にも是非…条例を見直して、課税者に対しても助成していくというのがいいのではないかと思います。子育て世帯のことを言って…子育てをしているお母さんたちには耳障りな話かもしれませんが、現に紙オムツ代…2歳以下でしたか3歳以下でしたか…紙オムツ代に対して3,000円助成していますよね。この人達だって非課税者ではないですよね。まんべんなく支給していると思います。それが良いとか悪いとかいう問題ではないんですけれども、こういう対象者の家庭の方が困窮度は高いと思います。これが課税者も対象とならないのかお聞きします。

現に28年度の福祉関係の一般財源をみますと、1億9,000万円ほど…約2億円近く町の一般財源の持ち出しがあると思います。正確には1億9,900万円掛かっているわけなんですけども、このことを対象にしていけば、限りなく2億円に向かっていくことも考えられると思いますけれども、是非ですねこの件もそういうふうにしてほしいと思って質問しているところなんですけども、そのへんはどうでしょうか。町長の考えを聞きたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷一之君） お金があればいろんなものができると思います。介護の問題だけではなくて…日本の国は今7人で1人の高齢者の面倒をみている計算になります。また、将来はそれが5人に1人、ひょっとすると2人に1人、1人に1人という…こういう将来が考えられるわけです。そういう中で、財源がいかにか大事かというのが議員にも分かるのではないかと思います。段階を踏みながら、今下川町でやれる範囲の財源を見出し、そしてこういうような設計をしているところでございまして、これについても現段階では現行のままで進めてまいりたいなということで考えてございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 現行のままで取り進めていくということなんですけども…財源の関係もあると思います。現に28年度の一般会計で…間違っているかもしれませんが、事業概要書に出ている数字をまとめてみると1億9,000万円ほどなんですけども、この部分を課税者も対象にしたら実際どれぐらい掛かるのでしょうかね。今現状では課税者…そういう対象者の方は支給がないわけですから、町外に出向いたときについでに仕入れてきているかもしれません。これが仮に7万5,000円…何名になるか知りませんが…助成しても、その資金は町内で回るわけなんですよね。それを考えれば、非課税者のみとなっているのを課税者も対象にしても、予算上問題ないといったら怒られるかもしれませんが…僕はいいと思います。現に今、全国的な流れになって、中学生

までは全額国が面倒をみるとか…そういうふうになっていると思います。それとこれは僕の考えですけれども、今、子育て世帯にバイオマス効果の基金も活用して助成しております。そこまでするのであれば、幼児センターの費用を全額負担しても800万円ぐらいといったら怒られるかもしれませんが、800万円程度の予算があれば幼児を全部無償で保育できるかもしれません。

そういうこともあるので、別に7万5,000円…これ対象者20人なのか30人なのか分かりませんが、課税世帯を対象にしても特に一般財源に大きく支障は出ないと思います。そのへんどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 小さな金額とお思いでしょうけども、これは各所管で持っている様々な事務事業…これが少しずつ増えていくと、下川町の財政がパンクしてしまうということがあります。そこはやっぱり慎重にしていかなければならない。一度増額しますと下げることができなくなってしまいます。そういう意味では、検証はしっかりしていく必要があると思いますけれども、この場においてはまずは現行で考えていきたいという答弁をさせていただいて、今後またそういうタイミングで財源確保ができたり、あるいは国の制度設計の中で改正や変更があった場合、それに準じながら本町の制度を作っていくたいなと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 現にそういう対象になっている御婦人から、「もし支給してくれれば非常に助かるんですけどね。」という意見が…対象者全員から聞いたわけではありません…現にそう言われたことをもとに言っていることでありまして、確かに財源が苦しいのは重々分かっております。けれどもこれからいろいろと…子育て世帯の問題とかいろいろんなことが…国で言っている中学校までを無償化にするとか、いろいろな問題もあります。国がそういうことを打ち出してきたら、町はやっていかなければならないんですよ。財源がどうのこうのいう前に…その分は交付税でカバーしてくれるのかどうか分かりませんが、下川町が率先してそういうことに取り組んでいけば、国も下川町はいいことをやっているということで全国のモデルにして、交付税措置とかそういうものにも反映されるかもしれませんので、この件は駄目だ駄目だけでなく、前向きにこれから…そして病院の院長が勧めている訪問看護ですが、そういうことも含めてそういう方が増えてくるかもしれません。そういうことで是非そのへんも十分…今すぐに返事をくれとは言いませんけれども、これからまた新年度に向けて、そのへんも十分考慮して行ってほしいと思います。

この件については、終わらせていただきたいと思います。

それでは次の質問でありますけども、下川町における今後の企業誘致についてということです。

これまでの下川町の歴史を考えると、企業誘致など外部の力を借りて下川町は発展し

今日があると私は思っております。このことについて町長の所見を伺いたいと思います。
よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 「下川町における今後の企業誘致」について、お答えをしたいと思います。

まず、本町におけるこれまでの企業誘致の実績といたしましては、昭和 59 年に株式会社松沢光学…現在はマトラスターテクノクラシー株式会社とっております。昭和 62 年には鈴木自動車工業株式会社…これは現在、スズキ株式会社とっております。平成 25 年には王子ホールディングス株式会社をこれまで誘致しているところであります。

企業誘致は、誘致した企業との交流による地域経済の活性化を目的に、新しい知識や技術、ノウハウの導入、関係者などの人脈や地場製品の販路の拡大、地元からの物資調達、あるいは出張された社員との交流や移住、地元雇用など、多種多様な効果があるものと認識しており、本町におきましても、企業誘致により多くの効果が生まれているところであります。

一方、企業誘致は、利益が本社へ還流することや、撤退による雇用や税収が減少すること、特に早期撤退の場合は多額の投資を回収できないなどの課題も全国的に多々見受けられているところであります。

しかしながら、地域の経済社会が縮小する中、地域内の経済活動のみではその発展を図ることは容易ではないことから、新しい知識や技術、ノウハウを有する企業等の力を借りることは、地域課題の解決や地域活性化に大変有効であると考えているところであります。

こうしたことから、今後の企業誘致につきましては、まずは地場産業の振興や地域コミュニティの活性化などを基本に、地域の経済社会の発展を図り、その上で本町に不足している分野での事業や地域と連携した事業を展開できる企業を誘致することによりまして、地域経済の活性化を図ってまいりたいと思っております。

現在取り組んでいる事業といたしましては、今年度採択を受けた、総務省の「お試しサテライトオフィスモデル事業」を活用しまして、前述のような企業を対象として、誘致の可能性を探っているところであります。総務省の調査では、複数の企業が本町の取組に関心を示しておりますので、今後も国や道などの事業を活用しまして、地域にとって実益のある企業誘致となるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） これからの取組なんですけれども、どの企業にどういう働きかけをしていくか、そういうことはまだないと思います。もしこの企業に来てほしいということがあれば、鈴木自動車の誘致、それからサンルダムを誘致したときに、いろいろ町民的な取組をしました。例えば鈴木自動車のときはそれを誘致するに当たり、町総ぐ

るみでそういう対策に当たったと思います。もしそういうことになれば、サンルダム、鈴木自動車…そういうような全町を挙げての取組は考えているのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 可能性にかけてまいりたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、本町に関心を示している企業があります。それは大なり小なりでございますけれども、いずれにいたしましても、そういうところ…お互いにどのような利益を得ることができるのかというのはしっかりと見極めながら、今後も誘致の活動を展開してまいりたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今後の企業誘致についてということで質問したからといって、まず第一は町内の地場産業をどうするか、それが一番大きな課題だと思います。その上で外部の力を借りてやっていくということが必要なことではないかと思っております。

この件については、先ほどの春日議員の質問にもありましたけれども、重複は避けまされども、前回、鳥取県の智頭町^{ちづちょう}に政務調査で伺ったとき、ここにも町長を含めて何名か…その時の状況を知っている人がいると思っておりますけれども、その時に智頭町の町長が言ったことなんですけれども、議会と行政は車の両輪ではないと。町民を先頭に行政と議会がその後ろにまわり三輪車であるということを言われました。私、非常に印象に残っていたんですけども、その後、谷町長が就任されてから、三輪車ということを言ったようなことを記憶しているんですけども、確かに…たとえ三輪車でも両輪でも意見の食い違いが出て、たまには蛇行することもあると思っております。

町民を先頭にして、たとえ蛇行してでも…たまには脱輪することもあるかもしれませんけれども、目的に沿って…しっかり目的地に辿り着くように町長の本気度を示してですね、これからの町政運営に当たってほしいと思っております。町長の決断が必要な時期にきていると思っております。途中ぶれることもあると思っておりますけれども、最終目的を失わないように町と議会はこれから進んでいかなければならないと思っております。そういうことを申し上げまして、私の一般質問は閉じさせていただきます。

○議長（木下一己君） これで宮澤議員の質問を閉じます。

ここで、13時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時38分

再 開 午後 1時 9分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号 3 番、3 番 齊藤好信 議員の一般質問を行います。

○3 番（齊藤好信君） 質問に入る前に、冒頭に一言述べさせていただきたいことがございます。

去る 7 月、世界の社会市民の長年にわたる力強い後押しによって、国連で核兵器禁止条約が採択されました。核兵器の使用や威嚇、また開発、保有に至るまで、例外なく認めることなく、禁止する画期的な条約であります。

しかし、この世界の平和の潮流に逆行する北朝鮮の弾道ミサイルの発射、さらに今月 3 日に行われた核実験の凶行は、世界の平和を脅かすものであり、絶対に許すことができない。なぜなら、私たちはこの地球上で自由に生きる権利、幸せに生きる権利、そして平和に生きていく権利、正に民衆の生存の権利があります。この生存の権利を脅かす、踏みじめる暴挙に対し、断固拒否の表明を一政治家として表明させていただきます。

そして、将来にわたり核兵器のない世界の実現に向けて、連帯してまいりたいと思います。

続いて質問に移りたいと思います。

今回、私の一般質問は、町の将来に向けての取組のビジョンについてということで、町が衰退していくのか、建設の道を歩むのかは、人口の推移が大きなバロメータになるのではないのでしょうか。下川町の 10 年後、20 年後を見据えて、今手を打つべきものは打っておかなければならないと思います。

そこで町長に、今後のビジョン、取組とともに、今更に力を入れて手を打つべきものは何かを伺いたいと思います。

次に、私は産業の振興とともに福祉の充実を図ること「人への投資」が人口の安定化に重要と考えております。幼児から高校生を持つ子育て世帯の、経済負担軽減のための施策の充実が求められていると思いますが、この点についても町長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 「町の将来に向けての取り組み、ビジョン」について、答弁をさせていただきますと思います。

人口の推移につきましては、まちづくりのバロメータでございまして、重要な要素となるわけでありまして。

本町の人口は、昭和 35 年の 15,555 人をピークとして、鉱山の休山、営林署の統廃合、JR の廃線など、社会的な要因により大幅に人口が流出し、また、近年では少子化などの影響により、現在では 3,400 人を割る状況に至っております。

このような中、地域の衰退を食い止め、持続可能な地域社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んできたところであります。

近年の人口減少は緩和傾向にあり、「社会動態」においては、平成 17 年以降、緩やかになってきているところであります。特に最近 5 か年におきましては、転入者が転出者を上回る年もあるなど、好傾向が見受けられるところであります。

一方、将来人口推計では、2030年で約2,500人、2040年で約2,000人と予測されており、手を打たなかった場合の推計値となっているところであります。

将来の地域経済は、事業承継者や労働力不足による事業継続困難、雇用の減少、消費者の減少による商店など生活基盤の縮小、高齢化の進行に伴い、家事、買物、住宅維持、除雪など生活困難者の増加、空き家・空き地の増加、自治機能の低下など、様々な課題が想定されるところであります。

御質問の「今後のビジョン」についてであります。平成31年度を始期とする「第6期下川町総合計画」並びに「次期環境未来都市計画」策定に当たり、町民意向調査等を実施し、地域実態や町民のニーズ等を把握するとともに、町民の皆様にご協力をいただき、下川町の将来像について検討を進めたいと考えております。

また「今手を打つべきもの」についてでございますが、平成27年10月に策定した下川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている「産業の振興」や「雇用の創出」、「空き家対策なども含む総合移住定住施策」、さらに「福祉・医療環境の充実による安心の確保」など、人口減少の抑制を図るため、各種施策に取り組んでいるところでございます。

現在進めている事例を申し上げますと、平成28年4月、下川町産業活性化支援機構に「タウンプロモーション推進部」を設置し、移住者や起業家の誘致活動、事業承継や労働力不足に対応するための人材マッチング活動などに取り組んでいるところであります。

また、今後空き家が増加していくことが予測される一方で、転入者の住宅不足が課題となっており、快適住まいづくり促進条例、民間賃貸建設促進条例による支援策の実施や中古住宅の流動化システムの構築に着手をしているところであります。

いずれにしても、将来想定される課題も視野に入れ、併せて好傾向が拡大できるような施策を進めていく必要があります。総合計画や次期環境未来都市計画を策定する中で、将来のビジョンを定めてまいりたいと思います。

御質問の「子育て世帯の経済負担軽減のための施策」についてであります。下川町の18歳以下の子供の人口は440人であり、全人口の約13%を占めております。

本町の子育て世帯の経済負担の軽減施策としては、2歳未満の子供一人につき、月額3,000円、年額で3万6,000円の商品券支給、幼児センター保育料については、国の基準の6割軽減、定期予防接種の無料実施、小中学校の給食費の負担軽減、中学生までの医療費扶助、下川商業高校の入学準備金助成や必須資格受験料の全額補助など、成長段階に応じた多くの施策を実施しているところであります。

特に幼児センター保育料につきましては、国や道の方針も踏まえ、多子世帯に対する軽減を今年度も拡充してきたところであります。

私の公約にもあるとおり、育児に係る生活費の負担を軽減し、安心して出産し、育児のできる環境を整えていくとともに、今後も実施している子育て支援を継続してまいりたいと思います。

以上申し上げます。答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 午前中の同僚議員への答弁の中で、企業誘致は町の発展に大きな活力となるという答弁をされたと思います。人口減少というのは、先ほどの答弁のように…何もしなければどういふふうになるかという推移の数字が出ました。正にそのとおりで、人口減少というのは特効薬があるわけじゃなくて、いろんな施策の積み重ねの中で…それをやっていく中で、人口減少の曲線をいかになだらかなものにしていくかということではないかと思っています。そのための一つ一つの施策の取組を行う中で、課題を改善し、またその中で新たな取組をやっていくという回転の中で、この人口減少のなだらかな曲線を描いていくことができるのではないかと思います。

先月の中頃に発表された、全国の人口増…社会増ですけども…のベスト 10 が発表になりました。それを見ますと、1 から 10 の中の九つの自治体は、人口が 1,000 人強、1,000 人弱の小さな自治体ですけども、九つは全部離島です。1 か所だけ本土の中にあるのは、四国の議員の定数が満たない、議員のなり手がいないというニュースになりました高知県おおかわむらの大川村です。後は全部離島が…若干ですね…若干といっても人口が 700 人から 800 人なので、社会増で 20 人、30 人増えたらパーセンテージは大きくなるんですけども…そういう町が多いです。

その中でどういふ取組かという、一つは居住の住宅の提供、それからもう一つは福祉の充実という二つの特徴があるというふうになっております。下川町は、農業または林業…これが基幹産業です。ここをいかにいかして移住者を呼び込むかという…今回出されました上名寄の就農関係のプロジェクトというのは大変大事なものじゃないかというふうに理解しています。

また、林業を活用した取組も下川としては非常に大事だと思うんですね。それは冒頭に話したとおり、企業誘致というのは将来的に大きな活力になるという話をしましたが、一般の製造分野等の企業誘致というのは、地理的に下川というのとはまず来ないだろうというふうに思っています。それはなぜかという、流通の部分で不便だから。企業というのは、物を作って物を販売するには、やっぱり流通の利便性が一番考えられる。

そこでコストを取られちゃうと利益が減ってしまう…簡単に言いますと。そういう意味では企業誘致といわれても下川に来るといふのはほとんど限定されるんじゃないかと思うんですね。やはり林業をいかし、循環型森林経営という下川の理念に合った中で、そして多くの町民との合意形成の中でそういう企業誘致というものは行われていくべきじゃないかと思うんですね。そこを一つの樹木に例えてみれば、大きな根幹となって、そこから先ほど述べたように枝を伸ばし、そして花を咲かせていく…こういうことが僕は大事だと思うんですね。

ですから、行政もそう、私たち議会もそう、また町民の力と知恵を汲み取って、それを最大にいかしながら、将来に向かって人口減少をなだらかな曲線にするために取組を行っていくことが私は大事だと思うんですね。

そういう私の考えの中から、ちょっと話を進めたいと思いますが、まずここで町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 齊藤議員の仰ることは私も同感でございます。企業誘致だけに依存しているわけではございませんので、これは午前中の答弁でもさせていただきましたけども、いかに地域資源を活用しながら地域内の企業の発展、そしてまた地域外から関心を高く持たれている企業の誘致、あるいは連携という…こういうところは少しでも情報収集して行って、そして発信をしながら企業誘致等を進めてまいりたいと、このように考えています。

また、資源活用ばかりではなくて、最近はICTやAIを駆使した技術や企業が全国展開をされているところがたくさんあります。そういう意味では、今回、サテライトオフィスの…お試しではございますけども…こういうところを上手く掘りながら発信して、そして企業誘致、あるいはまた連携等に繋げてまいりたいなと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 平成の大合併がありました。これは私個人の考えですけども、将来…道内なら179市町村…各自治体で人口減少というのが進んでいくでしょう。その中で私は…個人としてですけども、また市町村合併…自治体のコンパクトな取組というのが出てくるのではないかなというふうに…私自身の考えであります。

そこで私は、下川は下川の自治体ですから当然下川の地域内というふうに考えて当たり前ですけども、もっと広域でものを考えて取り組むこともまた大事ではないかなと思うんですね。

先日行われた士別の…再選された市長の牧野さんが言ってますけども、これからは士別だけじゃなくて道北一帯の広域的なものの考え方でこれからの市政を行っていくような話がありました。正にそのとおりで、医療関係などをみても分かるように、下川の病院でできないことは名寄の市立病院というように…名寄市立病院を一つの核として、広域にわたって医療の分野でされています。そのように一つ一つの取組の中で…もちろん自分の町の発展ということがありますけども、広域でものを考えていくということも非常に大事なことじゃないかというふうに思うんですね。これがまず一つ。

それから、先ほど全国の小さな自治体で人口が伸びているところを紹介しました。その中で、住宅そして福祉の充実という話がありました。住宅のことなんですけども、移住、定住に関して、やっぱり住宅の提供というのが非常に大事だというふうに何度も定例会で質問などをさせていただきました。前回は質問の中で、空き家の把握…これがまだきちっとされていないという部分がありましたけども、町長は29年度…今年ですけども…早い段階で計画を作るように指示された空き家等対策計画…この部分の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 最初に広域連携の答弁をさせていただきますが、私のライフワーク…三つございまして、一つ目は人材育成、二つ目は広域連携、三つ目は通年型の産業振興と、これを実は30代の頃から自分のコンセプトとしてまちづくりを担ってまいりました。ですから、下川町が一步秀でてこれから地域振興を行っていく上で、下川町だけで独自にやるものと、近接する市町村と連携をして相乗効果を挙げていくもの、それから全道、全国…これは同じテーマを持ってアライアンスを組むという…いわゆる連携を組んでいくというコンセプトアライアンスという手法でありますけれども…こういうやり方と、この二つの方法を使い分けしながら、広域連携というのがこれから必要になってくるであろうと考えておりますので、御理解をいただければと思っています。

それから住宅の関係でございますけれども、公営住宅、町営住宅という…町がこれまで政策的にやってきた住宅政策がございますけれども、どうしても入居の際に条件の縛りがあります。全ての人達が対象とならないという…そういうハードルの高いものがありますので、そういう意味では、今回、時限立法ではありますけれども、民間賃貸住宅の建設者に対しまして補助をしていくという、これによって現在3棟目の整備がされているところであります。一挙に18世帯が増えるという計算になるわけでありましてけれども、今後も残された時限の中で民間事業者の方々に誘発をしていって、少しでも住宅整備ができればいいなということで考えている次第であります。

また、空き家対策については、これは法整備もされましたので、町としては議員の皆さんに御協力をいただいて、そして条例等も整備させていただいたところであります。

さらにクラスター推進部の方にこのへんの手続きを取りまして、そして研究会の立ち上げ、それから有識者の方々のアドバイス、こういうものを積極的に調査し、研究を進めているところであり、町内の空き家の一つでも有効利用できるような…そういうかたちづくりを進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 今民間住宅のお話がありました。前回か前々回か忘れちゃったけども、民間賃貸住宅というのが出来た場合、前回も質問しましたけども、一般の公営住宅、町営住宅と比較して、家賃…これが高ければ入る人というのは決まってしまう。

もちろん公営住宅等は低所得者という部分がありますけれども、公営住宅でも所得によっては家賃の数字が大きく変わってくるんで単純に比較はできませんけども、この民間の賃貸住宅と比べてどのような数字の対比になりますか。例えば民間3棟出来ました…民間ですから所得制限はないですよ…5万円なら5万円、6万円なら6万円。それから公営住宅ならば所得の高い方はそれなりの4万円とか4万5,000円とかあると思いますけども、そのへんの数字的なものをここで教えていただければと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 数字的なものは現在承知しておりませんが、ただ町がど

うしてもそこに縛りを入れるというのはなかなか厳しいものがありますので、一応情報提供をこちらでさせていただきながら、最終的な判断は事業主の方の家賃設定になってくるのではないかと考えています。

今回の民間賃貸住宅は、基礎としているところは、それぞれの事業者の皆さんが従業員確保に大変苦労されている。それで一つには中小企業の基本条例の中にも新たに設定いたしましたけれども、福利厚生に対しての補助をさせていただきました。それは事務所の改装ですとか、あるいは冷暖房だとか、従業員の方々が働く環境…雇用環境を少しでも良くするためにと…ということで、町としては制度設計をさせていただきました。併せて、住宅が社員としてないと…住むところがないと、こういう方を中心に事業主の方に賃貸住宅を建てていただいて、ただ入居が全部ないと赤字で持ち出しということになってしまいますので、一般の方々にも広げて、そして入居していただいているというのが実態でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほど町長の答弁の中で、空き家対策に関してクラスターの方で…という話がありました。

これは前回も言ったと思いますけども、今空き家対策について、環境未来、それから税住、それから建設水道、横断的に3課に分かれてやられていると思いますけども、僕は早くから…空き家に関して相談する立場に立てば、窓口の一本化というのが大事だというふうに訴えてまいりましたけども、このへんについてはいかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 横断的にやっているというのは間違いのないところであります、窓口としては税務住民課を受け皿として、そして関係するところに案内をしたり、制度的に必要な所管がありますので、そういうところとの協議をしたり、こういうようなことを今進めているところであります。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今の話でいうと税住を窓口に行っているということで、例えばAさんという方が空き家に関して…所有者、権利を持っている方の把握をしっかりといただきたいということを何度も訴えてまいりましたけども…Aさんにそこを活用してもらえとか、いろんな空き家に関しての相談をする窓口としても税住が担当されるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 総合窓口を持っていますので、例えば移住したいとか、空き家

をどうにかしたいという…こういうところの窓口として税務住民課に来ていただくと。

そして少し細分化して、必要とするところは建設水道とか、違う課だとか、クラスター推進部もそういう調査研究を進めておりますので、こういうところを紹介しながら、専門的なところについてはそういうところに行っていただくということになるんじゃないかと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 前回、税住の課長からお話がありましたけども、所有者とか…町外に出ている方を含めての把握はどのぐらい進んでおりますか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 空き家対策を…今年度から総合的な対策を講じてまいるといことで、重点的な施策として取り組んでおります。そんな中で、下川町の空き家状況でございますが、28年度現在、前回も述べましたけれども、空き家については67件、そのうち利活用ができるものが37件というふうに今把握しております。下川の世帯数が1,800有余ですから、ほぼ4%から5%ぐらいの空き家率です。日本全体の空き家率は13%…8戸に1戸は空き家と。それで北海道においては平均14%という…これがこれからの社会問題になってくるのではないかというふうにいわれております。下川の場合は、公営住宅が約440…町営住宅合わせて445戸だったと思います。全体の戸数の20%を超えるぐらいの公営住宅率でございますので、やはり民間賃貸住宅が少ないというところを公営住宅でカバーしていかなくてはならないと…行政が。そんなところもあって、それと空き家と併せた中で移住対策をしていかなくてはならないと。移住をする方々は、今までのデータをみると、いきなり来て不動産を取得したりということはなかなか難しいというふうに考えております。ですから、公営住宅が…募集すると大体2倍から2.5倍ぐらいですけども、そこの方々にいかに住み替えをしていただく…中古住宅とか空き家を買って住み替えをしていただく。そこに移住の方々が入るようなことで今進めております。戻りますけども、空き家率4%…これまでは社会情勢の中で下川は慢性的な住宅不足だと、すぐ入れる住宅がないという状況の中で民間賃貸住宅だとかという施策が組み込まれておりますので、これからの重要な課題として空き家が出てくるということを勘案しまして、今総合的な対策を打つというところでございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 空き家に関してですけども、環境未来の快適住まい推進事業…これは昨年度の4月から4年間延長されているところでありますけども、延長されて約1年半弱…ここの利用度を聞きたいのと、それからその中の中古住宅の取得…取得された場合は中古住宅ですから当然古いわけです。そこに若い方…30代、40代の方が取得されて、住宅改修も行うでしょう…子供さんとかいらっしゃいますから。その中で、利用

するに当たって利便性が悪いというのは、住宅改修はもちろん中のリフォームも行います。それに含めて環境整備…昔使った物置とか、古くなったガレージとか、それから私たち古い人間は庭に石を置いたりしますけど、若い人はそこを更地にして子供さんの遊ぶ場をつくったりという…若干年齢的に考えることが違うというか、若い人の思いで買い取ると思うんですね。その中で、環境整備…車庫とか庭等のいろんな除去に関して、それも住宅改修の中にも含むことも可能じゃないかというふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） 御質問にお答えします。現状の快適住まいづくり促進条例におきましては、中古住宅の取得が対象となっております。その取得した中古住宅を改修することも対象となっております。その中で、御質問の不要な付属物の撤去ですとか、庭の整理という部分については、現状の条例の中では住宅の改修を主としておりまして、対象となっていない状況でございます。この点に関しましては、実態を把握して支援が必要であるというふうに判断した場合はですね、次期の条例改正に向けて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 良い方にとりあえずけども…これを含めてやっていただける方向でお願いしたいと思います。

それから、全体を通して、先ほど言ったとおり移住者に関して住宅の提供というのは…家族が引っ越してくるわけですから、やはりこちらも住宅提供に関してはスピード感を持って行っていくことも非常に大事だというふうに思うんですね。これは公営住宅も含めてですけども。その点は建設水道課あたりもスピード感を持ってやっていただいていることを理解しております。

次に、住宅と並んで大事だということで、私が何度も何度も…たぶん町長の耳にタコができるぐらい提案していますけども、その話の前にちょっと聞きたいんですけども、私が2年前から取り組んでおります高校生までの医療費の無料化という部分ですけども、この2年半余りで…実態というのを福祉課の方で把握していらっしゃいましたら、中学生、高校生までどのぐらいの数字になっているか教えていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） お答えいたします。中学校までの医療費の無料化につきましては、総体的に全道では126市町村に拡充をしているところでございます。斉藤議員が仰る高校生までの医療費の無料化につきましては、最近の情報では58市町村ということでございます。なお、上川管内においては、比布町、上川町、南富良野町、占冠村、中川町、愛別町ということで情報をおさえているところでございます。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） 町長の言葉を借りれば、他がやっているからうちもやらなければならないという…そういう部分ではなくて、私が一貫して思っている根底は、子育て世帯の経済的負担の軽減…何度も言っているので…下川の勤労世帯の所得は、公務員を抜かしたほかの民間に勤めている方は非常に低い、これは下川だけじゃないんですけども、その中で高校生を…町内または町外…この3年間に掛かるお金というのは非常に大きなウエイトを占めるわけなんです。私はほかがやっているから…そこまでいっているのかというぐらいまで今進んでますけども、根幹は経済的負担の軽減…その部分をしてあげることによって、使えるお金が消費に回ることもあるでしょう。子供に対して我慢させているものを与えることもできるでしょう。この部分でやっている町があります。

例えば弟子屈町^{てしかがちょう}とか標茶町^{しべちやちょう}というのは…18歳まで取組が行われています。ここは現物支給とか、償還支給ではなくて、掛かったお金の分だけ商品券で還元して、地元の商店で使ってもらおうという取組をこの2町は行ってます。いろんな町でいろんなやり方がありますけども、全ては子育て世帯の経済的負担の軽減ということが根幹になっております。

そこで、私の方から一步下がってものを申しますと、前回の町長の答弁の中では、年間300万円ぐらいの財源が必要だと。そこで一つ提案ですけども、例えば奈良県の平群町^{へぐりちょう}という町があります。ここは中学までやって、そして高校1年までと、段階的に上げてきました。昨年8月から高校1年だったものを高校3年までに拡充しました。大体400人ぐらいいるんですね高校生が…270人が新たに増えたわけなんですけども、こういうやり方もあります。それから大阪の摂津市^{せつし}のように…ここは大体人口8万5,000人ですけども、ここは2,100人を対象にされて拡充されました。こういうふうによく聞いてみますと、先ほど言った子育て世帯の生活費負担の軽減をすることによって、消費の拡大を期待する…また、子供が親の経済的なことを考えて病気を我慢するということがないように…医療費を無料にしたからって全員が全員病院に掛かるわけじゃありませんけども、そこを思ってお話しています。

そういうことで、ベストは高校3年までですけども、例えば段階的に高校1年までは今年度やる、また財政をみて2年までというふうに段階的な医療費の無料という子育て支援をできないでしょうか。ここを一つ聞きたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 何回も答弁させていただきますけれども、優先順位をいろいろ考えながら…教育委員会とも協議をして進めているところでありますけれども、今下川商業高校というのは存亡の危機にあります。ただ29年度はお陰様で定員以上の入学者がありまして…商業高校というのをまず存続させなければならないというのが大きな目標、

目的でございます。

そういう中で、高校生に対する医療費の免除ということになるわけですが、多額の一般財源が持ち出されることとなります。下川町としては、そういう地元の親御さんの生活を少しでも支援していくために、検定料を減額したり、あるいはまた下川町としては体育文化の活動というので他の高校にない支援をしてございます。その金額だけみましても年間300万円を超える支援をさせていただいております、それが今の文化活動や体育活動に寄与しているのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、高校生の医療費の免除については、この上川北部においては、現在高校のない中川町だけで、ほかの市町村においては支援をしているところがないというのが実態であります。そういう意味では、一つ一つの比較をしながら、下川町が優先順位で何が一番支援をしていかなければならないのかというのをしっかりと考えながら進めているというのが実態でございます、高校生の医療費免除については現在のところ考えてないというのが実態でございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 続いて、次の質問に移りたいと思います。

公共施設の利便性の拡充ということで、公共施設の大部分は、町の委託を受けた指定管理者が運営しています。町民の方、また町外の方の要望を踏まえ、利便性の拡充を図るべきだと思います。何点かに分けて伺います。

まず1点目、フレペのトイレの開放時間の拡大。これは私も現場に行ってみましたが、現状の人員体制では防犯上困難であることと、トイレの管理は今は一括して委託されておりますけれども、別途行うように検討する考えはないか。

それから2点目、ターミナルの利用ですけれども、年何回もあるわけじゃありませんけれども…葬儀のために大広間、和室の夜間使用ができるように管理者との取り決めの変更は可能でしょうか。

3点目、安原公園が出来ました。多くの方が利用されておりますけれども、トイレは近くのパピネスとか公民館とかありますけれども、子供やお年寄りの方が利用された場合は、なかなかそこまで行く時間的なものがあると思いますので、設置が可能かどうかという点。

それから4点目、図書室がリニューアルして3年が経過し、利用者も大幅増となり、貸出し冊数も1万2,151冊となっています。この本の衛生管理のために、書籍消毒器の導入の考えはないか。

この4点をお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 「公共施設の利便性の拡充」についてお答えをしたいと思います。

1点目の質問でございますが、「フレペのトイレの開放時間」についてであります。

これについては、イベント等がない場合、月曜日及び年末年始を除く、午前9時から午後5時までが使用可能となっているわけであります。

近年では、フレペの利用状況について、閉館後も駐車場を利用する人が増加傾向にあるようですが、トイレの開放時間の延長につきましては、施設の構造上、入口ドアがガラスの自動ドアであることや、郊外に設置されていることから、防犯上の問題もあり、現段階では難しいと考えております。

しかしながら、今年のようにお盆の帰省時期に月曜日が重なる時は、休館日を変更して、トイレの開放ができるようにするなど、利用者に不便をかけないよう指定管理者と協議を進めてまいりたいと思います。

質問の2点目でありますが、「葬儀のためのバスターミナルの使用」についてでございます。

御案内のとおり、バスターミナル合同センターの開館時間は、公の施設の設置条例の規定に基づき、午前9時から午後10時までとなっているところであります。

葬儀での使用については、町葬など規模の大きな葬儀に限り、特別な措置として対応しております。

夜間は施設全体を統一した機械警備システムによって管理を行っており、管理上から夜間の一般的な利用は好ましいものではなく、今後においても最小限かつ特別なものに限ると考えているところであります。

質問の3点目ですが、「安原公園へのトイレの設置」についてであります。

安原公園は、池や遊具、ベンチ等の整備後、親子連れや幼児センターの子供たち、サロン事業のお年寄りなど多くの方々に利用いただいております。

公園におられる方々がトイレを利用したい時は、隣接している総合福祉センターや公民館のトイレを利用されているものと推測しております。

安原公園の新たなトイレの設置につきましては、公民館など周辺の公共施設全体の中で整理するとともに、冬期間の維持管理などもありますので、必要性を十分検討したいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

最後、4点目ですが、「図書室の本の衛生管理」についてであります。

図書室の本の衛生管理につきましては、本の返却時に職員が表紙や各ページの状態を確認しまして、本の外側の埃や泥などをタオルで拭き取り、鉛筆やクレヨンなどの汚れを取り除いた後、書棚に戻しております。

しかし、除菌につきましては、近隣市町村でも一部の図書館にのみ消毒器が設置されているだけで、多くの市町村は本町と同じ方法により衛生管理をしております。

これまでの管理方法では、細菌やウイルスなどに対応できないことから、町民の安全安心のために、次年度に向けて書籍消毒器の導入及び実施方法について検討してまいりたいと思っております。以上申し上げまして、答弁いたします。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） まず一つですね、フレペのトイレですけども、このへんは把握されていると思いますが、年々、子供連れとかを含めて車を持ち込んで、スモール道の駅

のような感じにぎわっております。当然人が来るということは、トイレの使用度もかなり高いと思います。

ただ一つはですね、私も現場に行きましたけども、あそこの管理者の従業員の方は物品販売を含めて一人で勤務されている。当然トイレの掃除なんかもその合間をみてされている状況です。今の状態で24時間ということを行っているのではなくて、今の状況では従業員の方に全てしわ寄せが行くし、盗難防止という面では非常に危ういやり方をやっております。販売がなければ…管理だけであれば可能なのかなというふうに思いますけども、その部分を担当課の方は十分承知していただいた上で検討を進めていただきたいと思います。

それから、今言われました…混むときですね…帰省時期とかありますけども、こういうところは検討の余地があると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、バスターミナルの葬儀の使用ということですけども、もちろん年に何回もあるわけじゃなくて、もしかしたらないかもしれない…何年に一回。ただ、最小限かつ特別なものというのは、例えば今まで二度ほど使われていると思いますけども、この方は一般の町民というより名士の方で、来る方も多いからということで特別な許可を出したというふうに思いますけども、であるならば、町民の方も会場として使わせていただくならば、そういう名士の方はOKで、町民の方は駄目だという、そういう差別は許されることじゃないと思いますので、そのへんを考慮していただいて、町長の判断で行うと思いますけども、それこそ判断をして利用できるように…何度も言うように何年に一回あるかないかだと思いますけども…葬儀ですから当然1泊…身内の方はお泊りになると思いますので、そのへんも考慮してやっていただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

それから、安原公園のトイレ…今答弁されたように、ハピネスを使えとか、公民館を使え…これは分かります。分かりますけども、小さい子供とか高齢者が使った場合、我慢できないということ…生理現象です。そのへんも分かっていた上で、防犯のこともあるでしょうけども、そのへんも考えていただいて、検討していただきたいというふうに思います。

ちょっと関連して、コモレピの中で物品の展示をされていますね。展示はされていますけども販売はされていない。町外から来た方が、トマトジュース、うどんを見て、そこで買いたくても買えない。結局どこか紹介しなくちゃならないという不便性があるわけですけども、ふるさと興業、観光協会とか入っていますけども、どこか窓口を一本にして、町外から来た方がその場で物品を購入できるような方法を取られることは考えているのか、そのへんまず一点お願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現在のところまだ1年経過してございませんで…経過をみているところでございませうけれども、いずれにしても必要性が出てきたり、あるいはまた収支としてのバランスが取れるようになるかどうかという、こういうところのシミュレーションもしっかりやらなければならないと思っております。建設前には道の駅の話なん

かまございまして、例えば道の駅を整備するときには…条件としてはトイレから駐車場からほとんど機能としては揃っておりますけれども、いずれにいたしましても物販していくということになると経営が必要になってまいりますので、そのへんは十分に精査して、そして取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

また、一部ではありますけれども、短期のイベントを開催しながら、様々な物販を行っているというのも今出てきてございますし、観光協会がインフォメーションセンターを持ってございますので、そこでも一部グッズ等は販売しているということがありますので、そういうところを次の展開として拡大できるかどうかと、そのへんは入居していただいております4団体と協議をしながら、また今後進めていきたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 齊藤議員。

○3番（齊藤好信君） やはりにぎわいを優先的に考えて造られた施設ですので、そのへんは来られた方が利用しやすいように、また下川の物品が広く知れわたるようになっていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、書籍消毒器の導入なんですけど、これは文科省あたりが読書の活動推進ということで基本理念があります。例えば子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かに、そして人生をより深く生きる力等を身に付けるという、読書には深い力を養うものがあると思っております。

そこで、図書の貸出しがこの3年余りで増えたということは、一つはそこに勤めているスタッフの奮闘の力も当然私はあったと考えております。

先ほどの答弁の中で、書籍はふきんとか…そういうもので拭いたりして行っているということですが、書籍消毒器というのはブックシャワーともいわれて、強力な紫外線で本に挟まった埃、ごみ、髪の毛、タバコの臭い、目には見えないダニ等を殺菌消毒するという効果があります。全国で図書施設というのは大体3,200、その中で書籍消毒器を購入されて行っているところが約340…10分の1ぐらいですけども、もう一つ効果という面ではいいんですけど、インフルエンザとかノロウイルスなどが仮に流行した場合、本を介して感染することも心配されます。そういうものを含めて是非書籍消毒器の導入を検討するというよりも進めていただき、スタッフの方々に思い切って仕事をしていただけるようにやっていただきたいと思っております。消毒器は小さなものから大きなものがあります。例えば2冊で立てて入れると30秒、2冊もあるし4冊、5冊…6冊ぐらいになると値段もちょっと張るわけですけども、小さなものは2冊からあります。借りる方が衛生面で安心して、そして気持ちよく借りれるような体制にするためにも、是非導入のことを考えていただきたいと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 所管する教育委員会の方の教育長にも答弁させますけれども、いずれにいたしましても、生命に関わってくる問題でもありますし、小児や児童というの

は免疫力が非常に小さいところがございますので、これは前向きに少し検討してみたいと思っております。後は教育長の方で答弁させていただきます。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今の御質問につきまして、お答えさせていただきます。消毒器につきましては、紫外線のものを検討してまいりたいというふうに考えております。容量は様々でございますので、そのへんについては現場の方と十分打ち合わせて、円滑に業務が進むようなかたちで進めてまいりたいと思います。

効果としては、大体45秒程度の除菌で、黄色ブドウ球菌、大腸菌についてはほぼ除菌できると。それからノロウイルスについては万全ではないと思います。いろいろと耐性の問題もございますので、全てのウイルスに対して対応できると思っておりますけれども、何分不特定多数の方が利用する施設でございますので、こういった消毒器、あるいはそれ以外の衛生管理も含めて充実をしてまいりたいというふうに考えております。なお、申し添えておきますけれども、現状、児童書については全てフィルムコーティングをしておりますので、きれいに拭き取れるような態勢を整備しているのと、ヘッドホン関係ですね…ライブラリーがございますので、そういったものは使用后必ず消毒をするというような状況で対応させていただいております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 時間ですので、以上で質問を終わります。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

ここで、14時25分まで休憩といたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時25分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第1号「下川町新規就農促進住宅の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第1号 下川町新規就農促進住宅の設置及び管理に関する

条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、上名寄集住化住宅等整備事業で建築を進めております新規就農促進住宅の設置及び管理について、条例を制定するものであります。

新規就農促進住宅は、本町で新規就農を希望する意欲的な農業研修生の受入れを円滑に進めることや、既存農業者が住宅と農地を一体的に新規就農予定者へ権利移動し、経営継承が行われることで、経営資源が効果的に循環し、経営の世代交代が図られることによる農業生産の向上・発展を目的として設置するものであります。

本住宅は、本年度、1棟4戸で運用を予定しており、施設の場所につきましては、上名寄1826番地5であり、建物は木造平屋建てで、2LDKが2戸、3LDKが2戸となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第2号「下川町農業研修道場の設置及び管理に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町農業研修道場の設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、上名寄集住化住宅等整備事業として整備を進めております農業研修道場の設置及び管理について、条例を制定するものであります。

本農業研修道場は、新規就農を希望する者のためにカリキュラムに沿った研修を実施し、実践の場としての実習農場の設置、農機具などを整備することで、作物栽培の実践的な研修、作物生理、農機具の取扱いなどを含めた総合的な専門知識の習得を目指すことで円滑な就農を促進するものであります。

また、継承予定従事者などが実習ハウスを利用した作物栽培の研修を行い、座学講習を受講していくことで、農業生産の維持発展に資することも目的としております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第2号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第3号「下川町公営住宅管理条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 下川町公営住宅管理条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年4月に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる「第7次地方分権一括法」の施行に伴いまして、「公営住宅法」の一部が改正されたことから、本条例におきまして、関係する条項について一部改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、家賃の決定に係る収入申告に伴う所要の改正、法令等の条項追加による引用条項のずれに対応する改正のほか、文言整理を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第9 議案第4号「下川町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第4号 下川町地域包括支援センター設置条例の一部を改

正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、本条例におきまして、関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、引用条文について所要の改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 議案第4号 下川町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について、事前に配付されております議案第4号説明資料の「下川町地域包括支援センター設置条例新旧対照表」にて御説明させていただきます。

今回の改正内容につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律による「介護保険法」の一部改正により、条文の改正及び条項の繰上げ等が行われたところでございます。当該条項を引用している「下川町地域包括支援センター設置条例」において、所要の条項の整理を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、「介護保険法」の改正により、「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が「介護予防日常生活支援総合事業」へ移行されたことに伴い、条文の改正及び条項の繰上げが行われたことから、「下川町地域包括支援センター設置条例」第3条の要項の整理を行うものであります。

新旧対照表を御覧いただきたいと思ひます。

1点目は、「介護保険法」第8条の2…これにつきましては介護予防サービスの中身が書かれているのですが、「第18項」が「第16項」…介護予防支援の中身なんですけども、そことなったのは法の第2項、第7項…介護予防訪問介護、介護予防通所介護が総合事業に移行されたために削除され、2項を繰上げたものであります。

2点目は、「介護予防法」第115条の45…これは地域支援事業に係る文言でございますけども、第1項に総合事業が追加され、繰下げになっております。

そして、第1項、第2項の全文改正が行われたものによるものです。

本条例については、公布の日から施行することとしております。

以上で条例改正の説明を終わらせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 簡単な質問ですけれども教えてください。

一つは、この条例を改正する根拠となった関係法律の改正の公布と施行年月日、これがいつだったのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） この「介護保険法」の施行年月日については、平成 26 年 6 月に施行されているところでございます。中身といたしましては、新総合事業による一部改正が行われて、下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正して、総合事業に移行して、今年の 4 月から新総合事業として進めているところでございます。3 年間の猶予があったということでございます。ただし、平成 26 年 6 月に、本来であれば包括支援センターの設置条例に関しては、そこで改正しなければならなかったのかなと思っております。それで、その部分については、条例改正を担当課として失念しておりました。その上で、今回、条例改正を上程させていただいているものでございます。たいへん申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないように事務に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今の説明で分かって…幸いにも 3 年間の猶予があったということで、具体的には何ら影響がなかったということでよろしいですか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 本来の地域包括支援センターの事業といたしましては、国に基づいてもう既に仕事を進めて、推進しているところでございますし、町民の方には不利益にならないようなかたちで事業を進めて運用して…そういうことで進めておりますので、よろしく御理解のほどよろしくお願い致します。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） はい了解しました。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第10 議案第5号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第11 議案第6号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」及び、日程第12 議案第7号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第6号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第7号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、「西胆振消防組合」及び「江差町ほか2町学校給食組合」の名称変更に伴い、それぞれの組合理約の改正が必要であることから、「地方自治法」第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） 3案件とも組合理約の変更で議決がいるというのは理解するわけですが、1点、この機会に教えていただきたいと思いますが、この「西胆振消防

組合」が「西胆振行政事務組合」に名称変更になったという、この中身だけは参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（藁谷省吾君） ただ今の御質問にお答えいたします。

西胆振消防組合が火葬場に関する事務の追加をしたことによりまして、関係市町村が共同処理する施設に係るものに限るということなのですが、そのことがありまして、今まで消防に関わる事務組合だったと思うんですが、それに火葬場が入ったことよっての名称変更ということになります。以上であります。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第13 議案第8号「下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第8号 下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、平成28年度から平成32年度までの計画として議決をいただき、事業を実施しているところであります。

平成29年度の事務事業を進めるに当たり、過疎対策事業債の充当予定事業のうち、本計画に掲載のない事業を追加するため、過日、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づく知事との協議が整いましたので、同法の規定により、計画の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（蓑谷省吾君） 議案第8号 下川町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、説明をさせていただきます。議案書は20ページになります。

下川町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」の規定に基づきまして、平成28年度から32年度までの5年間の計画として、平成28年第1回定例会で議決をいただき、各事業をこれまで進めてきているところであります。

この度の変更につきましては、事業の追加による計画の変更でありまして、過疎対策事業債の利用が予定される事業につきまして、計画に掲載するものであります。

議案書の20ページ、下の変更後の表になりますが、変更後の事業計画として、今回追加した事業について、事業名と事業内容を掲載しております。

はじめに、表の区分の欄は「産業の振興」、次の欄の事業名（施設名）は「(4)地場産業の振興」に「技能修得施設」を追加し、表の右側になりますが、事業内容の欄に「農業研修道場等整備事業」をそれぞれ追加しております。

この計画の変更につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づきまして、知事との事前協議が8月31日に整いましたことから、議会の議決をお願いするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第14 議案第9号「平成29年度下川町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第9号 平成29年度下川町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年度一般会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ6,323万円を追加し、総額を55億8,468万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費で、地域情報通信基盤整備事業に係る経費を。

衛生費では、上名寄墓地周辺排水路整備事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、農業研修道場整備事業に係る経費、施設園芸ハウス増設事業補助金、町営サンル牧場用地購入に係る経費を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業、宿泊研修交流施設整備事業に係る経費を。

土木費では、公営住宅管理事業及び公営住宅整備事業に係る経費をそれぞれ計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、町税、地方交付税、国庫支出金、諸収入、町債等を計上しております。

また、平成 29 年度の普通交付税の額がこのほど決定いたしましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は 23 億 7,931 万 7,000 円で、前年度対比マイナス 3.6%で 8,892 万 9,000 円の減額となりました。

当初予算で計上しております 23 億 2,000 万円に対して、5,931 万 7,000 円の増となりましたことから、増額計上しております。

第 2 条の地方債補正につきましては、事業等の確定による変更及び公営住宅除却に係る追加となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 9 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 15 議案第 10 号「平成 29 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 10 号 平成 29 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度下川町下水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 5,460 万円を減額し、総額を 2 億 2,594 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、公共下水道費で、浄化センター

整備事業に係る国の交付金が要望額よりも大幅に下回ったことに伴い、事業内容を見直し、委託料及び工事請負費を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の事業内容の見直しに伴い、国庫補助金、一般会計繰入金及び町債を減額計上しております。

次に、第2表の地方債の変更につきましても、歳出の事業内容の見直しに伴い、公共下水道事業債を減額するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いたします。以上。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） それでは私の方から、議案第10号 平成29年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして、議案第10号説明資料に基づき、御説明申し上げます。

議案第10号説明資料を御覧いただきたいと思っております。議案書につきましては、25ページから27ページ。事項別明細書につきましては、12ページから15ページとなっております。

この度の補正の要因につきましては、提案理由でも申し上げたところでございますが、当初予定しておりました浄化センター整備事業に対する国の補助金が、要望額…これは2分の1以内となっております…これよりも大幅に下回ったことから、事業の内容を見直しまして、減額補正させていただくものでございます。

はじめに、歳出補正の内容から説明をさせていただきます。

歳出につきましては、下水道費で当初予定しておりました浄化センターの設備等改修事業に係る予算1億1,510万円を、事業内容の見直しに伴いまして5,460万円減額し、6,050万円とするものでございます。

内訳としまして、浄化センター整備事業の内容を精査し、浄化センター汚泥処理設備等改修工事費で5,370万円の減額と、その減額に係ります工事監理委託料で90万円を減額するものでございます。

見直しの内容につきましては、事業費や優先度を考慮し、浄化センターへの流・湧水の大まかなごみなどを除去するための細目自動除塵機^{ほそめじどうじょじんき}や、それらのごみを脱水するためのし渣脱水機^{しじょう}のほか、汚泥流量計など、翌年度以降に先送りしております。

次に、歳入補正の内容でございますが、国庫支出金の下水道事業国庫補助金で、浄化センター整備事業の内容の見直しに伴いまして、当初予定しておりました5,755万円から2,745万円を減額し、3,010万円とするものでございます。

この要因としましては、国の予算額に対しまして、その予算額を超える多くの事業要望がありまして、未普及対策や地震対策の事業に重点配分されたことに伴いまして、改修、更新事業への配分が要望額より下回る結果となったことによるものでございます。

なお、当初予定しておりました補助金に対します配分率につきましては、約52%とな

っております。

次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、こちらは財源調整のため5万円を減額しております。

最後に町債でございますが、下水道債で、事業の見直しに伴いまして2,710万円を減額しているところでございます。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 補正の内訳については今の説明で十分理解できるんですが、翌年度以降に繰り越すということによって、細目自動除塵機、あるいはし渣脱水機の更新、あるいは計測器を5計器から3計器にするということによって…翌年度以降というのは大体どのぐらいまでを考えているのか。例えば国の交付金の要望が満度認められれば、次年度でも早速やろうとするのか。というのは、1年更新すればするほど維持管理費が増嵩していきますので、そのへんについては必要な整備であったにもかかわらず、金が付かなかったからできないということによって…翌年度以降というのはいつ頃までを考えているのかだけははっきりしてほしいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本町の浄化センターにつきましては、平成8年度に設置されたものでございまして、約20年が経過しております。その中の設備等の耐用年数につきましては、その機種によってまちまちではございますが、15年から約20年程度ということで、それぞれ耐用年数が来ているような状況でございます。

そうした中、浄化センターの整備事業につきましては、平成26年から平成30年の5か年で計画をしております下水道長寿命化計画…これに基づきまして、設備等の故障により水処理に支障が出ないよう、計画的に事前に整備を行うものでございます。

そういうことから、特に緊急を要するものということではございませんが、今回先送りさせていただきました細目自動除塵機、そしてし渣脱水機、これにつきましては翌年度…平成30年度で改修を予定してございます。ただし、先ほども申しましたとおり、国の補助金の配分等によりまして、また事業の先送りも十分懸念されるところではございますが、この長寿命化計画につきましては、先ほど30年度までと申しましたが、31年度まで延長できます。さらには、その後にストックマネジメント計画というものがあわせて、それは5年間、計画をされることとなっております。

総合的にそれらのことを勘案しながら、常に浄化センターの設備等の状況を把握し、優先順位などを決めながら、支障が出ないよう施設整備を進めていきたいと考えてござ

います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 明確な答弁でございまして、十分理解できるんですが、この施設も業者に指定している管理施設ですよね。そういう意味では、こちらの方でのそういった対応が後手にまわることによって、委託業務に支障が出ないように、これからは是非気を付けていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 16 議案第 11 号「平成 29 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 平成 29 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度簡易水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入

歳出それぞれ 155 万円を追加し、総額を 9,247 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、施設管理費で、下川浄水場配水池水位計の経年劣化に伴い、修繕料を増額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正増に伴い、基金繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 通常、経年劣化といえば、経過して傷んでくるからということなので、こういった年度途中でやるということは、経年劣化ではなくて何か人工的なもので修繕が必要になったのかなというふうに思いましたけれども、修繕料というのは更新をするのか、あるいは単に修繕をするのか。これらについては、委託業者からの申し入れなのか、所管している建設水道課が点検をした結果、必要という判断でなったのか、このへんについてお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えいたします。

この度、補正予算で修繕料を計上させていただいておりますのは…本町の水道法に基づく水道施設が一の橋と下川と 2 か所ございます。そのうち下川浄水場の配水池水位計となっております。下川浄水場の配水池水位計につきましては、平成 9 年に設置したものでございまして、20 年程度経過してございます。メーカーの規格では耐用年数は 10 年ということになってございますので、経年劣化でいつどのような状況になってもおかしくない状況にあるようなことではございますが、そのような状況の中で、8 月の下旬頃でしたか…浄水場の委託業者から、配水池の水位に異常があるという報告を受けてございます。

配水池の水位につきましては、満水の場合 3.8m という数値を表示の部分に示すものでございますが、通常どおり処理をしている場合、一定時間に満水となる状況がございします。そのような状況の中で、水位がなかなか上がらないということを受けまして、浄水場の修繕などをやっていただいておりますメンテナンスの業者…こちらの方に確認していただいたところ、水位計の方に異常があるということで、今回修繕を予定しているところでございます。

その修繕の内容でございますが、配水池の水位計につきましては、投げ込み式で…差圧式で、同一比重の液体の中で水位の変動によって圧を感知して水位を測定するというものでございますが、その投げ込み式の水位計の発信の部分と浄水場で表示する部分となっておりますが、その発信部を取り換えるものでございます。

この場において、水位計の異常を来すような場合であれば、対応策、代替策も事前に用意してございますので、浄水場の維持管理業務、また町民の皆様に御迷惑をお掛けしないよう、業務の方は進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 明確な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ただ、桜木課長につきましては、上水道技術管理者ということで、数少ない有資格者でございますから、そういう意味では大變的確な答弁だったと思うんですけども、いずれにしても委託業者等との連携を今まで以上に密にさせていただくことが、町民の皆さん…大多数の命を預かる水の作製でございますので、今後ともそういった意味では連携を密にさせていただきたいということで質問させていただきましたので、了解いたしました。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 12 号「平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 12 号 平成 29 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 56 万円を追加し、総額を 6 億 532 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で連合会負担金を増額計上し、保険給付費で出産育児諸費を増額計上するとともに、額の確定により療養給付費国庫負担金等の償還金を計上し、財源調整のため基金積立金を減額計上しております。

歳入につきましては、保険給付費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 当初、出産育児金の関係については 126 万円の予算措置でありましたけれども、今回これに 84 万円ということは、大幅な追加補正だなどというふうに感じました。

そこでお聞きしたいのは、当初何人を見込んで…実績と推定を見込んで何人分にしたのかということでございます。参考までに最近…3 か年程度の出生数等を教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） お答え申し上げます。出産育児諸費の出産育児一時金でございますけれども、国民健康保険会計では一人につき 42 万円を支給しているところでございます。当初予算 3 名分、126 万円を見込んでおりましたが、今後の出産を見込むと、4 名ほどいるということでございます。それで、1 名分につきましては、今後、国民健康保険の方に転入や社会保険…いわゆる協会けんぽからの…共済組合からの加入とかも見込んで、1 名分増額してございます。全部で 5 名分、210 万円の予算規模になります。

過去 3 か年につきましては、平成 26 年度が 3 名で 126 万円、そして平成 27 年度が 1 名で 42 万円、平成 28 年度が 3 名で 126 万円支出してございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 実態と中身は理解できました。通常、一人から三人と続いていたのが、今回、他けんぽからの転入を含めても 5 人というのは久しぶりに明るいニュー

スだなどと思いますので、お聞きした次第でございます。以上了解いたしました。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 13 号「平成 29 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 平成 29 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 29 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額には変更ありませんが、歳出予算の中で補正を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費を減額計上するとともに、還付金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行い

ます。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第19 認定第1号「平成28年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第20 認定第2号「平成28年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 認定第1号 平成28年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び認定第2号 平成28年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、「地方自治法」第233条第3項の規定に基づき、平成28年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と「地方公営企業法」第30条第4項の規定に基づき、平成28年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず一般会計につきましては、歳入額62億836万

4,000円、歳出額60億8,557万6,000円で、差引残額1億2,278万8,000円となりますが、継続費^{ていじ}繰越額193万7,000円及び繰越明許費等繰越額56万円を控除し、6,020万円を決算積立として積立いたしましたし、残る6,009万円を平成29年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計におきましては、歳入額1億7,651万9,000円、歳出額1億7,256万1,000円で、差引残額395万8,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額1億2,128万2,000円、歳出額1億1,751万6,000円で、差引残額376万6,000円となりますが、このうち189万円を決算積立とし、残る187万6,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額4億4,098万6,000円、歳出額4億2,892万2,000円で、差引残額1,206万4,000円となりますが、このうち906万円を決算積立とし、残る300万4,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億873万円、歳出額3億70万9,000円で、差引残額802万1,000円となりますが、このうち402万円を決算積立とし、残る400万1,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額5億5,543万4,000円、歳出額5億3,830万7,000円で、差引残額1,712万7,000円となりますが、このうち1,000万円を決算積立とし、残る712万7,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額5,820万6,000円、歳出額5,810万2,000円で、差引残額10万4,000円を平成29年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億915万6,000円、支出額5億1,947万7,000円で、差し引き1,032万1,000円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額447万6,000円、支出額で800万9,000円、差し引き353万3,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配付いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号につきましては、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、決算認定特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、「決算認定特別委員会委員の選任」を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、

1番 近藤八郎 議員。

3番 斉藤好信 議員。

4番 奈須憲一郎 議員。

5番 大西 功 議員。

6番 蓑谷春之 議員。

7番 春日隆司 議員。

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(下村弘之君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越し願います。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時21分

○議長(木下一己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、7番 春日隆司 議員。

副委員長には、6番 蓑谷春之 議員。

以上のとおり、決定いたしました。

○議長(木下一己君) 日程第21 同意第1号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の^{さとう みちのり}佐藤 導謙 氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、平成 25 年 10 月から教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 22 報告第 1 号「平成 28 年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第 1 号 平成 28 年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告を申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成 28 年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である四つの指標と公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。

8 月 29 日に監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいているところであります。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準 15%以上に対し、赤字がないという結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準 20%以上に対し、赤字の会計がなく、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の 25%以上に対し、昨年度から 0.3%減の 3.2%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準 350%以上に対し、13.2%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準 20%以上に対して、下水道事業特別会計がマイナス 8.2%、簡易水道事業特別会計がマイナス 4.7%、病院事業会計マイナス 38.1%となっており、いずれも数値が表示されない結果でございます。

なお、各比率の数値については、算定結果がマイナスの場合、数値が表示されないこととなっております。

このように、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が基準以下であり、本町の財政状況は健全な状態であることを御報告申し上げます。

なお、今後におきましても、引き続き健全な財政運営を堅持してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、報告第 1 号を終わります。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、9 月 15 日、午後 3 時まで休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認め、9月15日、午後3時まで休会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。御苦労さまでした。

午後3時27分 散会